

「改訂25版 建設業の許可の手びき」追補2

平素より小社出版物につきまして、格別のお引立てに預かり、誠にありがとうございます。

この度、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和元年法律第26号）の施行により、国土交通大臣への建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務が廃止されました。また、建設業法施行規則、「建設業許可事務ガイドラインについて」「国土交通大臣に係る建設業許可の基準及び標準処理期間について」に関して、それぞれ経由事務の廃止及び書類の簡素化等に伴う改正が行われ、令和2年4月1日から施行されています。

改正の概要は次の通りです。

1 国土交通大臣に対する建設業の許可申請等に係る都道府県経由事務の廃止

経由事務の存続を希望しない都道府県に主たる営業所を有する建設業者は、令和2年4月1日以降、以下の書類について当該都道府県を管轄する地方整備局等へ郵送又は持ち込みにより、直接、書類を提出することとなりました。

- ・建設業許可申請書及びその添付書類（建設業法第5条、第6条及び建設業法施行規則第2条、第3条、第4条、第5条関係）
- ・変更・廃業等の届出書及びその添付書類（建設業法第11条、第12条及び建設業法施行規則第7条の2、第8条、第9条、第10条関係）

※経由事務の存続を希望する都道府県に主たる営業所を有する建設業者は、令和2年4月1日以降も、従来どおり都道府県を経由して、地方整備局等に提出することとなります。（経由事務の存続を希望する県 山梨県・大分県）

2 令和2年4月1日以降に簡素化された書類

- (1) 国家資格者等・監理技術者一覧表（新規・変更・追加・削除）が削除されました。（国土交通大臣・都道府県知事許可 共通）
 - ・許可申請時や決算変更届時に提出を求めている書類のうち、国家資格者等・監理技術者一覧表（様式第11号の2）については、提出が不要となりました。
- (2) 国土交通大臣許可業者は以下の書類につきまして簡素化されました。
 - ①営業所に関する書類
 - ・営業所の地図（営業所の所在地を明記し、最寄りの交通機関、公

共、公益施設等の位置を明示した概略図)

営業所の地図については、提出を求めないこととなりました。

- ・不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書等の写し（営業所の権原を証明するもの）

営業所を使用する権原を確認するため、不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書の写し等の提出を求めていましたが、これらの確認書類の提出は求めないこととなりました。なお、営業所の写真の提出を求める際に、その営業所を使用する権原を確認するため、自己所有又は賃貸借等の別の記載を求めることとなりました。

- ②建設業法施行令第3条に規定する使用人の健康被保険者証カード（両面）の写し等

- ・令3条に規定する使用人の常勤性を確認するために、健康保険被保険者証カードの写し等の提出を求めていましたが、これらの確認書類の提出は求めないこととなりました。

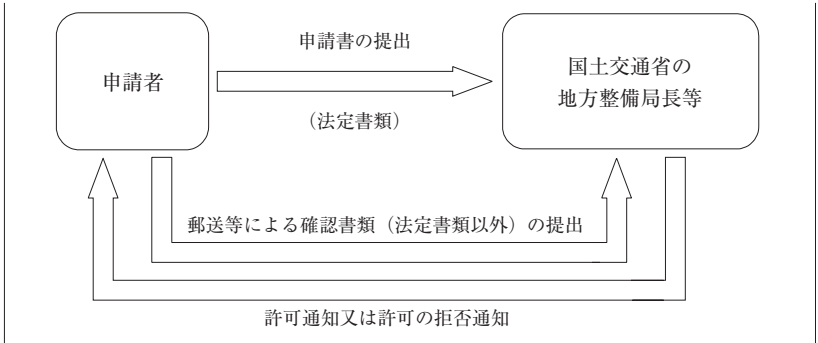
- ③経営業務管理責任者等の住民票及び令3条に規定する使用人の委任状等

- ・従来、建設業許可事務ガイドラインに基づき提出を求めていた経営業務管理責任者、営業所専任技術者及び令3条に規定する使用人の住民票並びに令3条に規定する使用人の権限を確認する委任状等の確認書類の提出は求めないこととなりました。

以上を踏まえ、追補を作成いたしましたので、ご活用下さい。

改正後	改正前
55頁 削除	55頁 ⑮国家資格者等・監理技術者一覧表の項
59頁 表7 確認書類一覧 I 経営業務の管理責任者としての経験を有する者に関する確認書類の例 1 現在の常勤性を証明する書類 (1) の項(注)として下記を追加 注) 国土交通大臣許可については、住民票等現住所を確認できる書類の提出を求めないこととなりました。	59頁 表7 確認書類一覧 I 経営業務の管理責任者としての経験を有する者に関する確認書類の例 1 現在の常勤性を証明する書類 (1) の項

<p>60頁 表7 確認書類一覧 II 営業所の専任技術者に関する確認書類の例 1 現在の常勤性を証明する書類 (1) の項 (1) の項に注)として下記を追加 注) 国土交通大臣許可については、住民票等現住所を確認できる書類の提出を求めないこととなりました。</p>	<p>60頁 表7 確認書類一覧 II 営業所の専任技術者に関する確認書類の例 1 現在の常勤性を証明する書類 (1) の項</p>
<p>61頁 表7 確認書類一覧 III 令第3条に規定する使用人に関する確認書類の例 この欄の末尾に注)として下記を追加 注) 国土交通大臣許可については、1、2、3の書類について、提出を求めないこととなりました。</p>	<p>61頁 表7 確認書類一覧 III 令第3条に規定する使用人に関する確認書類の例</p>
<p>61頁 表7 確認書類一覧 IV 営業所に関する確認書類（主たる営業所も営業所となります）の例 1 営業所の実態が確認できるもの (1) の項 (1) の項に注)として下記を追加 注) 国土交通大臣許可については、営業所所在地付近の地図の提出は求めないこととなりました。 2 建物の所有状況が確認できるもの 2の項末尾に注)として下記を追加 注) 国土交通大臣許可については、建物の所有状況が確認できる書類（不動産登記簿謄本又は不動産賃貸借契約書等の写し）の提出を求めないこととなりました。</p>	<p>61頁 表7 確認書類一覧 IV 営業所に関する確認書類（主たる営業所も営業所となります）の例 1 営業所の実態が確認できるもの (1) の項 2 建物の所有状況が確認できるもの</p>
<p>63頁 4 申請書類の提出先について (1) 国土交通大臣の許可を申請する場合 フロー図に下記を追加</p>	



<p>63頁 4 申請書類の提出先について (1) 国土交通大臣の許可を申請する場合 ① 申請者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省の地方整備局長等あての申請書類を、直接地方整備局等の担当課に提出します。 注) 経由事務の存続を希望する都道府県に主たる営業所を有する建設業者は、令和2年4月1日以降も、従来どおり都道府県を経由して、地方整備局等に提出することとなります。</p>	<p>63頁 4 申請書類の提出先について (1) 国土交通大臣の許可を申請する場合 ① 申請者の主たる営業所の所在地を管轄する国土交通省の地方整備局長等あての申請書類を、申請者の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県の担当課（県によっては土木事務所）に提出します。</p>
<p>103頁 様式番号第11号の2の項 削除</p>	<p>103頁 様式番号第11号の2の項</p>
<p>108頁 削除</p>	<p>108頁 △ 国家資格者等・監理技術者一覧表 (様式第11号の2)</p>
<p>109頁 削除</p>	<p>109頁 国家資格者等・監理技術者一覧表〔様式第11号の2〕……………171</p>
<p>171～180頁 削除</p>	<p>171～180頁 国家資格者等・監理技術者一覧表①②③④⑤及び記載方法</p>

(参考法令については省略)